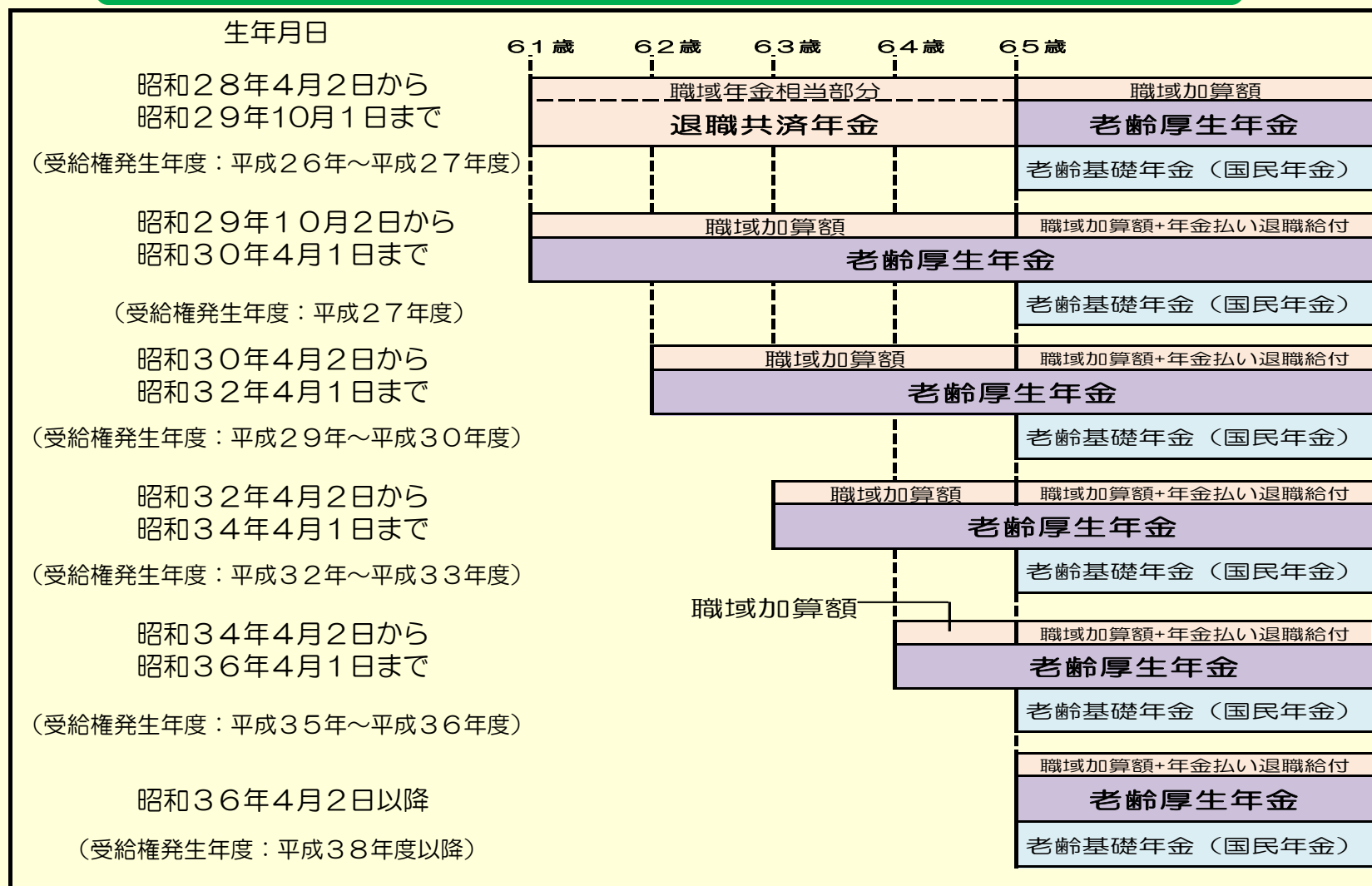


年金の支給開始年齢について



※「職域加算額」は、平成27年10月前の組合員期間に応じて支給されますので、この期間がない方には支給されません。

※「職域年金相当部分」は「職域加算額」と名称が変わりますが、支給額は変わりません。

※「年金払い退職給付」は、生年月日に関わらず**65歳から**の支給となります。